

京の宿泊所防火研修の研修動画制作事業に係る受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「京の宿泊所防火研修の研修動画制作事業」(以下「本業務」という。)について、公募の実施により応募者から提出された企画提案に関する書類及びサンプル動画の内容を審査し、受託候補者の選定を行うため、「京の宿泊所防火研修の研修動画」受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(選定委員会)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 京都市消防局予防部長
- (2) 京都市消防局予防部予防課長
- (3) 京都市消防局予防部担当課長
- (4) 京都市消防局総務部総務課広報係長

2 委員は、次条に定める審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議事項)

第3条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本件業務に関する受託候補者の選定に係る審査に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

2 委員長は京都市消防局予防部長とする。

3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 選定委員会に関する庶務は、京都市消防局予防部予防課が担当する。

附 則 (令和7年5月19日決定)

- 1 この要綱は決定の日から施行する。
- 2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。